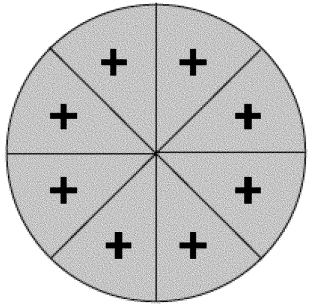
図２　円形出口のファン



1.1.3.　ファンの出口は次の要件に適合すること。
(a)　出口面積が0.3m^2以上であること。
(b)　出口の幅又は直径が0.8m以上であること。
1.1.4.　ファンは次の位置に取り付けられていること。ただし、試験に影響を及ぼさない範囲で当該位置を変更することができる。この場合において、冷却ファンの位置（高さ及び距離）を記録すること。
(a)　床面から当該ファン出口の下端までの高さが約20cmの位置
(b)　自動車前部から当該ファン出口までの距離が約30cmの位置
2.　シャシダイナモメータ
2.1.　一般要件
2.1.1.　シャシダイナモメータは、別紙４に規定する走行抵抗を設定すること。
2.1.2.　シャシダイナモメータは、１本又は２本のローラを備えていること。ただし、２本のローラを備えている場合にあっては、それらのローラが連結されていること、又はフロントローラが慣性質量及び動力吸収装置を駆動すること。
2.2.　特定要件
シャシダイナモメータは次の要件に適合すること。
2.2.1.　すべての測定位置で横振れは0.25mm以下であること。
2.2.2.　すべての測定位置でローラの直径の誤差は公称値の±1.0mm以内であること。
2.2.3.　シャシダイナモメータには、±0.001％以内の測定精度を有する加速度測定装置及び惰行走行時間測定装置を備えること。また、当該装置を設置したときは、基準を満たす測定精度を有することを検定すること。
2.2.4.　シャシダイナモメータには、±0.080km/h以内の測定精度を有する速度測定装置を備えること。また、当該装置を設置したときは、基準を満たす測定精度を有することを検定すること。
2.2.5.　シャシダイナモメータは、３m/s^2以上の加速度における応答時間（牽引力のステップ変化に対する90％応答）が100msより小さいこと。また、シャシダイナモメータを設置したとき及び大規模メンテナンスを行ったときは、応答時間を検定すること。
2.2.6.　シャシダイナモメータの基本慣性重量は、当該装置の製作者によって指定されるものとし、基本慣性重量の各測定値が指定値の±0.5％以内であり、任意の平均値に対して±0.2％以内の精度であることを確認すること。
2.2.7.　ローラ速度は１秒間に１回以上記録すること。
2.3.　四輪駆動（以下「４WD」という。）モードで試験する自動車に係るシャシダイナモメータの追加要件
2.3.1.　４WD制御装置は、試験時において次の要件に適合すること。
2.3.1.1.　シャシダイナモメータには、４WDモードの動作において、円滑で乾燥した平坦な路面上で自動車を走行させたときと同じ走行抵抗が再現されるように負荷を設定すること。
2.3.1.2.　４WD制御装置を設置したとき及び大規模メンテナンスを行ったときは、次の要件のいずれかに適合することを確認すること。
(a)　フロントローラ及びリアローラにおいて測定される走行距離の差は、任意の200ms間において0.1m未満であること。
(b)　フロントローラ及びリアローラのローラ速度の差は、±0.16km/h以内であること。
2.3.1.3.　フロントローラ及びリアローラにおいて測定される走行距離の差（絶対値の積分）は、WLTCの走行距離の0.2％未満であること。
2.4.　シャシダイナモメータの校正
2.4.1.　荷重測定装置
荷重測定装置は、その入力荷重と出力荷重の差が10N以内であること。また、当該装置の設置したとき、大規模メンテナンスを行ったとき及び試験前370日以内に、荷重測定装置を検定すること。
2.4.2.　シャシダイナモメータロスの校正
測定値のうち、現行のロス曲線との差が2.5Nを超えるものがある場合にあっては、シャシダイナモメータロスを測定及び更新すること。また、シャシダイナモメータの設置時、大規模メンテナンスを行ったとき及び試験前35日以内に、シャシダイナモメータロスについて検定すること。
2.4.3.　走行抵抗再現試験の検定
シャシダイナモメータを設置したとき、大規模メンテナンスを行ったとき及び試験前７日以内に無負荷惰行試験を行い、シャシダイナモメータ性能を検定すること。この場合において、平均惰行力誤差は、速度間隔が10km/hである各測定点において10N又は平均惰行力の２％のいずれか大きい方より小さい値であること。
3.　排出ガス希釈装置
3.1.　装置の仕様
3.1.1.　概要
3.1.1.1.　総排出ガス希釈装置を使用し、定容量採取装置（以下「CVS」という。）により排出ガスを希釈空気で連続的に希釈すること。
3.1.1.2　臨界流ベンチュリ（以下「CFV」という。）には、正置換型ポンプ（以下「PDP」という。）、亜音速ベンチュリ（以下「SSV」という。）又は超音波流量計（以下「USM」という。）を使用することができる。この場合において、複数のCFVを配置する場合は並列に配置すること。
3.1.1.3　排出ガスと希釈空気の混合気体（以下「混合気体」という。）からサンプルを収集し、当該サンプルに含まれる排出ガス化合物及び希釈空気の各含有量を求めること。
3.1.1.4.　排出ガス希釈装置は、接続管、混合装置、希釈トンネル、希釈空気調整装置、吸引装置及び流量測定装置により構成すること。また、4.1.及び4.2.に規定する方法に基づき、サンプリングプローブを希釈トンネル内に設置すること。
3.1.1.5.　混合装置は、サンプリング位置において均一な混合気体が得られるように排出ガスと希釈空気を混合するものであること。
3.2.　一般要件
3.2.1.　試験中にサンプリング装置及び計測装置に発生する結露を防止するため、排出ガスを十分な量の希釈空気と混合すること。
3.2.2.　混合気体における各ガス化合物は、サンプリングプローブが配置された位置において均一であること。
3.2.3.　計測装置は、混合気体の全流量を測定することができる性能を有するものであること。
3.2.4.　サンプリング装置は、気密性を有するものであって、当該装置の材料及び構成機器等は、混合気体中の排出ガス化合物の濃度に影響を及ぼさないこと。